

岡山県森林整備作業公表事務取扱要領

平成20年 3月14日
一部改正 令和 5年 5月22日

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する森林整備作業（岡山県森林整備作業実施要綱（平成19年12月18日施行）第1条に規定する森林整備作業をいう。以下同じ。）に係る発注の見通しに関する事項の公表並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、毎年度、翌年度の予算が成立した日（4月1日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、当該年度の予算が成立した日）以後遅滞なく、翌年度（4月1日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、当該年度）に発注することが見込まれる森林整備作業（予定価格が250万円を超えないと見込まれるものを除く。次項において同じ。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

(1) 森林整備作業の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

2 契約担当者は、補正予算の成立により、当該補正予算に係る年度に発注することが見込まれる森林整備作業が新たに生じたときは、当該新たに生じた森林整備作業に係る前項各号に掲げる事項を公表しなければならない。

3 契約担当者は、少なくとも毎年度3回、7月1日、10月1日及び1月4日を目途として、前2項の規定により公表した事項（この項の規定により公表した事項を含む。）を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

(入札参加資格等の公表)

第3条 契約担当者は、知事が森林整備作業に関する次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

(入札及び契約の内容の公表)

第4条 契約担当者は、森林整備作業に関する次に掲げる事項について、当該森林整備作業ごとに、契約の締結後遅滞なく（第1号に掲げる事項にあつては一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定めた後遅滞なく、第2号、第4号から第6号まで及び第9号に掲げる事項にあつては入札の日の翌日（入札の日の翌日が岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該翌日後においてその日に最も近い休日でない日）に第3号、第7号及び第8号に掲げる事項にあつては落札者を決定した日の翌日（落札者を決定した日の翌日が休日に当たるときは、当該翌日後においてその日に最も近い休日でない日）に、）これを公表しなければならない。

- (1) 自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせる場合における当該資格
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称（法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名。以下同じ。）並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 一般競争入札を行った場合における入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
- (4) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称
- (5) 指名競争入札を行った場合における指名した者を指名した理由（予定価格が250万円を超えないものを除く。）
- (6) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (7) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (8) 自治令第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (9) 自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- (10) 次に掲げる契約の内容（予定価格が250万円を超えないものを除く。）
 - イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ロ 森林整備作業の名称、場所、種別及び概要
 - ハ 作業着手の時期及び作業完成の時期
 - ニ 契約金額
- (11) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由（予定価格が250万円

を超えないものを除く。)

2 契約担当者は、森林整備作業について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る前項第10号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

(予定価格等の公表)

第5条 契約担当者は、森林整備作業を一般競争入札又は指名競争入札に付した場合においては、落札者を決定した日の翌日（落札者を決定した日の翌日が休日に当たるときは、当該翌日後においてその日に最も近い休日でない日。次項において同じ。）にその予定価格を公表するものとする。

2 契約担当者は、最低制限価格を設定した入札にあっては最低制限価格、調査基準価格を設定した入札にあっては調査基準価格を、落札者を決定した日の翌日に公表するものとする。

(公表の方法等)

第6条 第2条から前条までの規定による公表は、契約担当者が、その所掌する森林整備作業について、閲覧所を設け、森林整備作業発注見通し公表文書（様式第1号）、入札公表閲覧文書（様式第2号）、随意契約公表閲覧文書（様式第3号）その他必要な書面を閲覧に供することにより行うものとする。

2 契約担当者は、前項の規定によるほか、可能な範囲においてインターネットを利用して閲覧に供することにより、公表を行うものとする。

3 契約担当者は、第1項の規定による閲覧所の設置及び前項の規定によるインターネットの利用を、他の契約担当者と共同して行うことができる。

(閲覧に供する期間)

第7条 第2条の規定による公表に係る事項を閲覧に供する期間は、公表した日の属する年度の3月31日までとする。

2 第3条、第4条及び第5条の規定による公表に係る事項を閲覧に供する期間は、閲覧所における公表にあっては公表した日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、インターネットの利用による公表にあっては公表した日（第4条第1項第1号から第9号までに掲げる事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

(閲覧時間等)

第8条 閲覧所における閲覧時間は、前条に定める期間中毎日（休日を除く。）、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(閲覧の禁止等)

第9条 契約担当者は、閲覧所においては、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧文書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 閲覧文書を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがある者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがある者
- (3) この要領に違反した者又は係員の指示に従わない者

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った一般競争入札及び同令第167条の12第2項の規定による通知を行った指名競争入札に係る森林整備作業については、なお従前の例による。

3 この要領による改正前の岡山県森林整備作業公表事務取扱要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。